## PFI事業に係る実施方針の策定の見通し(令和5年度)

令和5年8月 神 戸 市

特定事業	期間	概要	公共施設等	実施方針の	担当
の名称			の立地	策定時期	
三宮バスターミ	実施契約締結から30	PFI事業者は、三宮バス	兵庫県神戸市	令和5年度第3四半期頃(予定)	都市局
ナル特定運営事	年間 (予定)。	ターミナルの運営等事業を			都心再整備本部
業等		実施する。			都心再整備部
					都心三宮再整備課
					直通: 078-984-0248

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。

※なお、「三宮バスターミナル特定運営事業等」は国土交通省が実施方針の策定等を行う「一般国道2号神戸三宮駅交通ターミナル特定運営 事業等」と一体的に行うことを予定しています。